

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長 一山 彬

下記のとおり、一般競争入札に付するため関係事項承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 鉄屑（級外） 仕様書のとおり
- (2) 引渡場所 陸上自衛隊大宮駐屯地 埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7
- (3) 引取期限 代金納付の日から5日以内（令和8年10月30日までに搬出）

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7年・8年・9年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で等級がC以上に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊大宮駐屯地 第338会計隊大宮派遣隊事務室
- (2) 東部方面会計隊ホームページ

4 現場説明会

実施しない。ただし現場確認を希望する者には個別に対応するので、事前に調整すること。

5 入札

- (1) 日時
令和8年8月6日（木）09時45分
- (2) 場所
陸上自衛隊大宮駐屯地 会計隊 入札室（第1庁舎3階）

6 入札条件

- (1) 入札金額
ア 入札書には消費税相当額を除く金額を記載する。
イ 入札書には内訳書を添付すること。入札書と内訳書の金額に差異があった場合には入札書の内容を有効とする。ただし、開札から直ちに行う再度入札の内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。

(2) 郵便入札

郵便による入札は可とする。令和8年8月5日(水)17時00分までを到着期限とし、入札書及び内訳書を内封筒に入れ、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

(3) 再度入札

ア 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵送による入札参加者があった場合の再度入札時期は次のとおりとする。

イ 日時及び場所

(7) 日 時

令和8年8月17日(月)13時00分

(4) 場 所

陸上自衛隊大宮駐屯地 会計隊 入札室(第1庁舎3階)

7. 落札決定方法

- (1) 総金額で、かつ予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

8. 入札の無効

- (1) 本公告の示した資格のない者が行った入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い場合
- (4) 電報、電話、ファックス等による入札
- (5) 郵便等による入札で、到着期限に未着なもの。
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合

9. 保証金

(1) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除とする。ただし、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 遅延賠償

遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

10. 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく、「陸上自衛隊標準契約(請)書」の様式により契約書を作成し提出するものとする。
- (2) 適用する条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

11. 代金の納付

納入告知書又は現金による納付とする。

現金による納付の場合は令和8年10月30日(金)11時00分までに会計隊事務室(第1号庁舎1階)まで納付すること。

12. その他

- (1) 入札参加希望者は、令和8年8月5日(水)17時00分までに参加意思表示(電話連絡可)を行うとともに「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出すること。(FAX提出可)
- (2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (3) 代表者でない者が入札する場合、入札開始までに委任状を提出すること。
- (4) 入札者は、「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載すること。
- (5) 現場確認をしなかった事によって生じる不利益は買受人の負担とする。

(6) 連絡先

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7

陸上自衛隊大宮駐屯地

第338会計隊大宮派遣隊 契約班 担当 中尾 (内線383)

TEL 048-663-4241

FAX 048-665-3121 (直通)

仕様書に関する問い合わせ先

大宮駐屯地業務隊補給科 担当 黒田 (内線 373)

入 札 書

金額 ￥ (税抜き)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
鉄屑(級外)	仕様書のとおり	KG	25184.70		
	以下余白				
役務場所	大宮駐屯地	役務完了期限	代金納付の日から5日以内(令和8年10月30日までに搬出)		
契約保証金	免 除	見積書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年8月6日

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長 市川 義寛 殿

住 所
会社名
代表者
担当者氏名
連絡先

市 価 調 査

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
鉄屑(級外)	仕様書のとおり	KG	25,184.7		
	以下余白				
【内訳書書式につきましては随意としますので貴社の書式にて提出してください。】					
小計(A)					
引取経費(B)					
処分費(C)					
差引計(A-B-C)					

総 額 : ￥ (税抜き)

納 期 : 代金納付の日から5日以内(令和8年10月30日までに搬出)

納 地 : 大宮駐屯地

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長 市川 義寛 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
担当者氏名
連 絡 先

※ 入札参加希望業者は市価調査へのご協力をお願いします。
市価調査は 8月3日(月)12:00までにFAX送信願います。

売払要求番号：第4号（8. 7. 9）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
鉄屑（級外）の売払い		大宮駐業補 - 第11号	
		作成年月日	令和 8年 7月 9日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊名	大宮駐屯地業務隊 補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大宮駐屯地（以下、“駐屯地”という。）が実施する鉄屑の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

入札及び契約心得（陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1）

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）（陸幕4第275号（44. 10. 1））

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、鉄屑の収集及び運搬を行うものとする。

2.2 売払いの対象

売払いの対象となる鉄屑は、表1による。

表1-売払いの対象

区分	単位	数量	注記
鉄屑（級外）	KG	25, 184. 7	

2.3 駐屯地内における搬出作業地域

駐屯地内における鉄屑の搬出作業は、指定する地域で行うものとする。

2.4 履行期限

令和8年10月30日

2.5 原状回復

搬出作業中、駐屯地の施設等を破損又は汚損したときは、契約の相手方の責任において速やかに現状に回復するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、分任契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、搬出作業完了後に受領書（陸上自衛隊補給管理規則（平成19年1月9日 陸上自衛隊達第71-5号）別紙第27）を検査官に提出するほか、必要に応じて分任契約担当官又は検査官が指示する書類を提出するものとする。

4.2 情報保全

情報保全は、次による。

- a) 外国人を搬出作業に従事させる場合は、当該作業への就労を認められている在留資格を有する者に限るものとする。
- b) 搬出作業に従事する者の駐屯地への立入りに際しては、所定の入門手続きを行うものとする。その際、身分を証明するもの（マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード等）を携行させ、駐屯地関係者の求めに応じて提示するものとし、身分に疑義がある場合は、立入りを認めないものとする。
- c) 搬出作業に従事する者が駐屯地内で行動（出入門手続き、火気取扱、道路通行など）する際は、駐屯地規則及び駐屯地関係者の指示を厳守するとともに、業務隊補給科担当者の立会いのもとで作業する。また、指定した地域外への立入りを禁止する。
- d) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど安全管理を徹底し、必要に応じて分任契約担当官又は検査官の指示を受ける。

4.4 天災その他の事由により処理が困難な場合

天災その他、契約の相手方の責に帰することのできない事由により、契約の相手方の義務の全部又は一部を履行できない場合は、分任契約担当官又は検査官の指示を受ける。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。